

「職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」概要

1. 改正の概要

- 令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、上限制手数料を採用している有料職業紹介事業者においては、消費税込みの手数料の上限が据え置かれた場合、事業の遂行に必要な物品・サービスに係る消費税率引上げ分が事業者の負担増となり、求人者・求職者へのサービスの低下や紹介機能への影響が生じることも予想される。このため、消費税率の引上げに伴い、事業者への負担増が起きないように、手数料の最高額の見直しを行うもの。

2. 改正の内容

- (1) 職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）について、有料職業紹介事業者が徴収できることとされている手数料の最高額について、5%から8%への消費税引き上げ時と同様の考え方により、以下のとおり見直すこととする。

		現行	改正後
受付手数料 ＜求人者・求職者＞	課税事業者	690円	710円
	免税事業者	660円	660円
紹介手数料 ＜求人者・求職者＞	課税事業者	10.8%	11.0%
	免税事業者	10.3%	10.3%
紹介手数料＜求人者＞ (臨時賃金等除く場合)	課税事業者	14.5%	14.8%
	免税事業者	13.8%	13.9%

(参考) 手数料率の考え方

＜課税事業者＞ 基本となる手数料率（上限制紹介手数料率：10%、臨時賃金を除く場合：13.465%）・手数料額（642.2円）に1.1を乗じて計算。

＜免税事業者＞ 基本となる手数料率（上限制紹介手数料率：10%、上限制紹介手数料率（臨時賃金を除く場合：13.465%）・手数料額（642.2円）に、「税率引上げ後における仕入れに係る消費税による免税事業所の負担増割合」（3.12%（※2））を乗じて計算

（※1）平成9年、26年改正時と同様、10円未満の端数は四捨五入としている。

（※2）免税事業所における課税仕入れ割合の調査をもとに、仕入れに係る消費税による負担増割合を算出したもの（31.222%（仕入れ割合）×10%（税率）÷3.12%）。

- (2) その他所要の改正を行う。

3. 施行期日等

公布日：令和元年9月下旬（予定）

施行期日：令和元年10月1日（予定）

- (注) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第29号）において、建設業務有料職業紹介事業者が徴収できることとされている手数料の最高額についても、同様の見直しを行う。

＜参照条文＞

○職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）

（法第三十二条の三に関する事項）

第二十条 法第三十二条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める種類及び額並びに手数料の徴収手続は、別表に定めるところによる。

- 2 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、芸能家（放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者）若しくはモデル（商品展示等のため、ファッションショーその他の催事に出席し、若しくは新聞、雑誌等に用いられる写真等の制作の題材となる者又は絵画、彫刻その他の美術品の創作の題材となる者）の職業に紹介した求職者又は科学技術者（高度の科学的、専門的な知識及び手段を応用し、研究を行い、又は生産その他の事業活動に関する技術的事項の企画、管理、指導等を行う者）、経営管理者（会社その他の団体の経営に関する高度の専門的知識及び経験を有し、会社その他の団体の経営のための管理的職務を行う者）若しくは熟練技能者（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定のうち特級若しくは一級の技能検定に合格した者が有する技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者）の職業に紹介した求職者（当該紹介により就いた職業の賃金の額が厚生労働大臣の定める額を超える者に限る。）から、就職後六箇月以内に支払われた賃金の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額以下の手数料を徴収するときとする。
- 3 法第三十二条の三第三項の厚生労働省令で定める方法は、職業紹介に関する役務の種類ごとに、当該役務に対する手数料の額及び当該手数料を負担すべき者が明らかとなる方法とする。
- 4～8 （略）

別表

種類	手数料の最高額	徴収方法
受付手数料	求人申し込みを受理した場合は、一件につき <u>六百九十円</u> （免税事業者にあつては、 <u>六百六十円</u> ）	求人申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。
紹介手数料	一 支払われた賃金額の <u>百分の十・八</u> （免税事業者にあつては、 <u>百分の十・三</u> ）に相当する額（次号及び第三号の場合を除く。） 二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合（次号の場合を除く。）にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の <u>百分の十・</u>	徴収の基礎となる賃金が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しなかつた場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必要な精算の措置を講ずることを約して徴収する場合にあつ

	<p>八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額</p> <p>三 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・五（免税事業者にあつては、百分の十三・八）に相当する額のうちいずれか大きい額</p>	<p>ては、求人の申込み又は関係雇用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受理した時）以降求人者又は関係雇用主から徴収する。</p>
<p>第二種特別加入保険料に充てるべき手数料</p>	<p>支払われた賃金額の千分の五・五に相当する額</p>	<p>徴収の基礎となる賃金が支払われた日以降求人者から徴収する。</p>

備考

- 一 この表において「関係雇用主」とは、求職者の再就職を援助しようとする当該求職者の雇用主又は雇用主であつた者をいう。
- 二 この表において「手数料」とは、求人者から徴収する手数料及び関係雇用主から徴収する手数料の合計額をいう。
- 三 この表において「免税事業者」とは、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項本文の規定の適用を受ける者をいう。

附 則

1～3 （略）

- 4 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、当分の間、第二十条第二項に規定するほか、同項の芸能家、家政婦（家政一般の業務（個人の家庭又は寄宿舍その他これに準ずる施設において行われるものに限る。）、患者、病弱者等の付添いの業務又は看護の補助の業務（病院等の施設において行われるものに限る。）を行う者）、配ぜん人（正式の献立による食事を提供するホテル、料理店、会館等において、正式の作法による食卓の布設、配ぜん、給仕等の業務（これらの業務に付随した飲食器等の器具の整理及び保管に必要な業務を含む。）を行う者）、調理士（調理、栄養及び衛生に関する専門的な知識及び技能を有し、調理の業務を行う者）、同項のモデル又はマネキン（専門的な商品知識及び宣伝技能を有し、店頭、展示会等において相対する顧客の購買意欲をそそり、販売の促進

に資するために各種商品の説明、実演等の宣伝の業務（この業務に付随した販売の業務を含む。）を行う者の職業に係る求職者から求職の申込みを受理した時以降六百九十円（免税事業者にあつては、六百六十円）の求職受付手数料を徴収するときとする。ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が一箇月間に三件を超える場合にあつては、一箇月につき三件分に相当する額とする。

○職業安定法（昭和22年法律第141号）

（手数料）

第三十二条の三 第三十条第一項の許可を受けた者（以下「有料職業紹介事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

- 一 職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合
- 二 あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表（手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。）に基づき手数料を徴収する場合
- 2 有料職業紹介事業者は、前項の規定にかかわらず、求職者からは手数料を徴収してはならない。ただし、手数料を求職者から徴収することが当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、同項各号に掲げる場合に限り、手数料を徴収することができる。
- 3 第一項第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表に基づく手数料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。
 - 一 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
 - 二 手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていない ことにより、当該手数料が著しく不当であると認められるとき。